

別記様式

会 議 概 要 書

審議会等の名称	磐田市高齢者虐待防止ネットワーク会議
担当部課名	健康福祉部 高齢者福祉課
会議の開催日時	平成24年7月25日(水) 午後 1時30分
会議の開催場所	磐田市総合健康福祉会館2階ふれあい交流室2
出席者(職・氏名)	磐田市高齢者虐待防止ネットワーク会議委員13名 事務局3名
議 題	(1) 平成24年度 事業計画(案)について (2) 平成23年度 高齢者虐待発生状況報告 (3) 高齢者虐待対応事例報告 (4) その他 磐田市高齢者虐待防止マニュアルについて
配付資料等の件名	・平成24年度 事業計画(案) ・平成23年度 高齢者虐待発生状況報告書
概 要	<p>【開会】&lt;高齢者福祉課長&gt;  【会長あいさつ】  【委員交替の報告】  鈴木敏郎委員⇒高田眞治委員  【議事】  ※注 個人が特定される可能性のある部分については●で表示しています。</p> <p>(会長)皆様のお手元に議事次第が配布されておりますので、議事次第に従って議事を進めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。3番目の議事から入るわけですが、「(2)平成23年度高齢者虐待発生状況報告」を受けて、「(1)平成24年度事業計画(案)について」に入りたいと思いますので、順番を変えていただけますか。</p> <p>(事務局)了解しました。</p> <p>(会長)では、(2)からはじめてください。</p> <p>(事務局)「(2)磐田市高齢者虐待発生状況」につきましてご報告します。資料2をご覧ください。1ページは、平成19年度から23年度の相談結果です。相談通報件数は、過去5年間においては19年度の31件が最も多く、その後は減少していますが、昨年度は横ばいで20件でした。相談があった内、(社会福祉士会議で)虐待ケースとして認定した件数は、表の2段目の通り13件です。虐待の種別・類型は、身体的虐待が毎年、最も多くなっています。なお、一つの事案に虐待類型が複数あることもあるので、種別・類型の合計は、虐待件数とは合致していません。2ページをご覧ください。2ページは、相談・通報が誰からあったかを示すもので、表は過去5年間を、円グラフは23年度の結果を表しています。最</p>

も通報者で多いのは「介護支援専門員・介護保険事業所職員」です。デイサービスで本人の体に異常に気づいたケースや、家庭訪問した際に家族や家庭の様子から虐待が疑われるケースを連絡していただいています。その他には、虐待者本人、民生委員、家族・親族、「その他」としては、被虐待者が人権擁護委員に連れられて相談に来たケースや、病院のケースワーカー、警察、ケース継続中に診療所や病院の医師からの連絡もある等、最近では広く通報をいただけるようになってまいりました。3ページです。3ページ上段は、主な虐待者です。これは23年度のみですが、「息子」が最も多く、次が「夫」、次が「孫」ですが、息子が全体のほぼ半数を占めています。次に、虐待されていた人の介護度ですが、20件の内8件は介護認定がありませんでした。残る12件は要支援1から介護5まで表の通りです。4ページです。地域包括支援センターの対応状況ですが、表によりますと昨年度包括支援センターにあった相談の総件数(右下)は、1万5,493件で、そのうち虐待関連の相談は(7の欄)121件でした。それに対し、「虐待事案として通報を受けた」とした件数は、5ページの高齢者虐待対応状況の⑤の欄で20件です。相談件数と事例件数との差は、虐待に関するケースは同一ケースでも複数回の相談があるケースが多いためです。次に、資料3をご覧ください。こちらは、平成23年度における虐待事例の相談件数20件のうち、虐待事例と判断した13件と、平成24年度における本日までの相談件数7件の個別ケース内容です。平成23年度事例の地区別では、北部が4件、中部が2件、南部が2件、豊岡が3件、福田が2件で豊田地区は事例がありませんでした。虐待者から分離を行ったケースは7件あり、そのうち緊急性を要すると判断し、緊急ケース会議を開催した事例は4番と13番の2件でした。また、平成24年度事例では、7件のうち3件が虐待と判断され、そのうち1番の事例は、緊急性が高かったため、緊急ケース会議を開いた事例です。このあと、別の委員から事例報告をお願いしています。以上です。

【会長】ご質問等ありましたらお願いします。通報する側の方がいろいろな立場の方になってきたということが多いということですか。

【事務局】現場で対応しておりますと、今まではケアマネとかの介護を担当されている方の通報が多かったのですが、昨年度の報告ではお医者さんとか人権擁護委員の方といった、いろいろな立場の方から通報をいただき、このネットワークが広がりつつあるという感覚を受けました。

【会長】平成23年度事例で、この案件は本当に困ったなというような事例はありましたか。

【事務局】昨年のケースですと、一覧表4番が対応に困難だったケースになります。理由は本人が透析を受けているということで、本来なら速やかに分離するケースであったのですが、分離する先が無いということで困難でした。

【会長】それでは、平成23年度の状況報告を受けて、24年度の事業計画を示してもらいます。

【事務局】それでは、「(1)平成24年度虐待防止ネットワーク会議の事業計画」につきましてご報告します。資料1をご覧ください。始めに会議の開催についてですが、本年度は3回の会議を予定しております、1回目は本日、2回目は12月12日に本会議主催で虐待防止講演会を開催します。時間は、午後1時30分から

1時間30分程度、講師は高齢者福祉の中でも虐待ケースの支援に造詣の深い、花園大学の福富昌城（フクミナサキ）教授にお願いする予定です。講演は、「高齢者虐待ケースの支援について」ということで、より実践的な内容で行う予定です。対象者については、本会議の委員だけでなく、民生委員や他の虐待ネットワーク会議の委員にもお声を掛けさせていただきます。続いて、第3回目の会議は、来年2月頃に意見交換という形で実施する予定です。なお、高齢者虐待防止に関するその他の取り組みとしては、広報11月号に「高齢者虐待防止」についての記事掲載、12月4日から12月10日まで磐田駅南北自由通路に昨年作成致しました高齢者虐待防止ポスターの掲示、市ホームページ上に虐待防止講演会及び虐待関連情報を掲載する予定です。以上です。

【会長】今年の計画ですが、ただ今報告ありましたように会議が二つ、講演会が一つ、そして後は事務方が中心となってきますけれども、広報活動を進めていくということです。

【委員】2回目の講演会の時ですが、我々委員13名以外に地区長とか地区社協の会長とか、民生委員の会長とか入った方が良いと思いますが、案内を出されますか。

【事務局】会場がふれあい交流室1・2・3を使用する予定でして、入場者数にある程度制約がありますが、今後できるだけ広い方々に聞いていただけるよう、検討していきたいと思っております。

【会長】具体的には、キャパシティの問題もあるができるだけ多くの方々に聞いていただいた方が良いでしょうということで、これは事務局も同じ考えですが、どのような団体にどのような形で会議を知らせて、出席要請をしていくのかを説明していただけますか。

【事務局】基本的な考え方は、より実践的な講演をお願いしていますので、現場に関わっていただける方々を中心にお声を掛けさせていただきますと思っています。一番地域に密着して見守りを行っている民生委員の方をまずは一番に考えました。民生委員の皆様につきましては、地区長を通して募集のパンフレットを配布します。それ以外の方につきましては、直接手元に案内を届くようにするか、広報を通して周知するかは今後検討したいと思います。

【委員】民生委員は318名居て、毎月定例会をしています。各10地区ありますので、割り振っていただければ、10名ずつ集めても100名集まります。そういう風に広めたら良いと思います。そして、自治会長さんは400名くらい居るのですかね。その取りまとめを地区長さんがやっていますので、地区長さんが依頼すれば集まると思います。自治会と民生委員から集めれば、広く集まると思うのですが。

【会長】ある程度割り振って募集した方が良いでしょうということですね。従って、自治会や民生委員や地区社協の人達にも関わっていただく、つまりこの会議に参加している団体が現場でどのように関わっていくか、現場サイドでの問題での経験や体験が多い講演会だと思いますので、ただ広報に流すだけでなく、ある程度参加人数の見通しが立つように考えていきましょう。

【事務局】ありがとうございます。また、日が近づきましたら具体的に主な方々と話し合いながら進めていきたいと思っております。

【委員】その他の取り組みに、広報11月号で周知とあるのですが、もっと早い号に載らないのですか。できるだけ早い方が良くと思

うのですが。また、このような情報をホームページ上に載せるということですが、実際にどれくらいの方が見ているのでしょうか。私は見た事ありません。

【会長】この会議の内容は公表しているのですか。

【事務局】はい。この委員会の内容は、ホームページにこのような会議を報告する欄があるので、必ず載せております。広報の掲載については、年度計画で11月号となっており、今から変更は難しいのでご理解願います。また、12月に人権週間がありますので、そちらに合わせて11月号で啓発させていただきたいと考えています。

【会長】11月15日号に載せるということだが、それにはこの講演会の事は載らないということだね。12月の講演会は別に載せるということですね。

【事務局】はい。それはまた別に情報box等により、掲載します。

【会長】人権擁護委員を代表してご意見願います。

【委員】人権擁護委員は窓口が広いと言えば語弊があるかもしれませんが、高齢者虐待防止も我々の守備範囲の一つと捉えています。最近マスコミではいじめによる自殺等がクローズアップされていますので、幼少期つまり小学校くらいからの人権教育が大切ということで取り組んでおります。もちろん高齢者の方も含めて行うつもりですが、やはり支援員さんや施設職員の方が最も早く確認できる場所ですので、今後もよろしく願います。いろいろなケースがありますが、我々には守秘義務が課せられておまして、具体的な事は言えませんが、できるだけ協力はさせていただきます。

【会長】警察を代表してご意見願います。

【委員】去年も警察からの虐待事案ということで、対応を取っていただいております。警察は捜査機関ですから、どうしても事件として取り上げなければならないわけですし、この資料には挙がっていませんが、80歳の方で夫婦喧嘩がありまして、奥さんの首を絞めたということで、殺人未遂で逮捕しました。お互い高齢者なのですが、避難させようとしても本人が出ていかないのです。夫は暴力的なところが昔からあったのですが、長年連れ添ってきたため、奥さんは「今回はたまたま」と言いますが、ひとつ間違えれば殺されていたわけですし、それがまたいつ発生するかわからないです。虐待を受けている方自身も他の施設へ移る勇気が必要なわけですが、家族から離れたくないという気持ちが働きまして、そこまで行動できないようですが、もう少し虐待を受ける方も身の危険性ということ認識させる必要があると思いました。DV等も取り扱っておりますが、被害者も切迫性を感じていないわけですね。やはり女性が被害者になることが多いのですが、説得により長年連れ添ってきた相手でも危険性の認識というか、目覚めさせる必要があると思います。

【会長】医師会を代表してご意見願います。

【委員】医師会ではとにかく患者さんにそういう疑わしい方がいたら通報するということが大事だと思います。建設的な意見ではないのですが、困ると思うのは、高齢者も認知症が入りますと被害妄想とかもあるものですから、現場では戸惑うことがあると思いますが、実際無いのに「お金を取られた」とか、傷ついていけばはっきりした証拠ですけれども、そこらの判断が難しい

なと思いました。

【会長】 県のご意見はいかがでしょうか。

【委員】 高齢者の女性の旦那さんへの依存、特にDVの病理というのは、被害者側の個としての自尊心、被害者側の人権意識を植え付けるのが女性相談員さんの一番大きな仕事になっているということであって、個々の人権意識を教育していくことが大事だと思います。テクニックの面では、介護保険制度やその他の制度を使いながら、非常に上手に処理してくださっていると思います。

【会長】 社会福祉協議会を代表してご意見願います。

【委員】 前の議題で二つ質問があります。23年度の虐待件数は13件ですが、24年度1四半期の虐待件数は7件です。これは、掲載レベルが違うのか、レベルが同じだと年間28件くらいになりますが、これはネットワークが機能して案件が増えたのか、あるいは虐待件数そのものが増えているのか？もう一つは、23年度の主な虐待者の資料ですが、1件の事例で複数の虐待者が居る場合もあるということでしょうか。

【事務局】 23年度は20件通報があり、そのうち虐待と認められた件数が13件ということです。24年度の7件は報告件数であり、うち虐待と認められた件数は現時点で3件ですので、最終的には前年度と比較して横ばいくらいかなと思われまます。二つめの質問ですが、23年度の事例の虐待者の欄を確認していただくと2段書になっていまして、1つの事例で複数名の虐待者が居る場合は、複数名記載させていただいております。

【会長】 施設職員を代表してご意見願います。

【委員】 なかなか難しいところがありまして、デイサービスやヘルパーの職員から「変なアザがあるよ」と報告を受けまして、実際に確認できても、家族には「あなたは虐待をしていますね」とは言いにくいところがありまして、それを問い詰めていくと、逆にケアマネを変えられる時もありまして、ジレンマを感じています。そこをどうやってフォローしていくかですが、お医者さんや包括支援センターと協力しながら対応していくのですが、「まだ、生命の危険は無い」ということになると、当面は見守りで対応ということになります。

【会長】 いろいろな立場での意見が出ましたが、基本的にはみなさんで目配り、気配りしながら、見守っていくというのが共通認識ですが、それだけでは難しいところがあります。ただし、幸にも23年度報告を見ますと、少しずつですが、関わってくる組織が広がりつつあるという状況が感じ取れます。これからも、行政、運営委員会、そして運営委員会に代表を送り出している団体に積極的に関わっていただければと思います。それでは、「(3) 高齢者虐待対応事例報告」をお願いします。

【委員】 ●●包括支援センターで関わった事例です。関係機関というのは、事例に関わった機関ですが、追加としてデイケア、ヘルパーを追加してください。報告をしたのは平成24年4月ということで、被虐待者は●●歳の女性の方です。通報者は開業医の先生です。介護度は要介護3、障害老人の日常生活自立度はbⅡ、認知症日常生活自立度はⅢaです。

【委員】 お話中すいませんが、Ⅲaというのはどのくらいの方なのですか。

【委員】 Ⅲaというのは、例で言うと、自宅で生活している場合は電話での対応ができない方、徘徊まではいかないのですが、夜

間に問題行動のある方、Vが最高なのですが、Vは本当に大変な方で、Ⅲであればまだまだ在宅で介護が受けられる方です。例えば、オムツをしていても外してしまうような方ではなくて、Ⅲaというのは認知度で言えば中間に位置する方です。Iでしたら一人暮らしもまあまあ可能という方ですので、介護度3と絡めて言えば、在宅介護では「ちょっと大変かな」というぐらいの方と考えてください。bⅡというのは、体の動きの事を言いまして、車イスに乗せれば移動もできるということで、寝たきりの方はCになります。主訴というのは本人の訴えですが、本人は動くのが大変なのに、夫は「動け」と言うこと、夫は介護の面倒を看てくれないということで、訴えがありました。収入状況は、厚生年金2ヶ月で●●万円ということです。被虐待者の人格、性向ですが、既往歴をみていただきますと、平成●年に狭心症を患いまして、手術もしております。平成●年●月にも狭心症を発病しましてステントを挿入しています。その後、軽い脳梗塞を起こして、経過をみております。心筋梗塞や脳梗塞により、身体的及び精神的にも自立していない状況で、夫に対して日常的に要求があります。時には命令的な口調もあったようです。夫に依存していて、依存心が強い方です。障害手帳はありません。ADLというのは、体の動きを指していますが、食事は自立です。排泄は一部オムツ使用。入浴は介助です。移動も一部介助でして、自力では移動できません。家族構成は夫と二人暮らし、家族構成（ジェノグラム）では、□（四角）が男性、○（丸）が女性です。◎（二重丸）は本人を指しています。（家族関係の説明（略））住居環境は問題無いです。1番の問題点はサービスの利用状況にあるのですが、夫がかなり金銭面の細かい方で、ケアマネは本人の事を考えてサービス計画を立てているのですが、夫は経済的な事のみを優先して、サービスを制約して、動けない妻に動くように強要していました。夫は、買い物が好きなので健康器具をよく購入していました。医療機関には理解があるのですが、介護保険のサービスは敬遠しますと。そのことは、医療費は後に高額医療ということで戻ってきますが、介護保険は定数範囲内での利用なので戻ってこないということをしきりと言っていました。最初は要支援だったので、包括支援センターが入っていましたが、そのころから、夫は自分で介護するというので、サービスを利用しませんでした。次に、虐待の種類ですが、「身体的虐待」と「心理的虐待」です。虐待の緊急性ですが、医療機関から連絡があった時点で、生命に危険が生じると言われていまして、レベル3（最重度：生命、心身の健康、生活に関する危険な状態が生じている）です。具体的な虐待の内容は、胸部肋骨骨折が数か所、「介護放棄」はレベル2、「心理的虐待」はレベル1、「経済的虐待」はレベル3ということで、この方の年金を虐待者が全て握っていました。本人との続柄は夫で、年齢は82歳です。就労はありません。年金は厚生年金を受給しています。虐待者の身体的問題は特にありません。飲酒もしません。介護や認知症への理解ですが、夫婦というのは特にこういう関係が多いのですが、体が弱っていても「食事を作れ」とか「何かしろ」という男性が多いのですが、この方も、妻が弱っていても介護をしているという認識は無かったようです。虐待者の介護の時間帯は、サービスを利用しないため、終日ということになります。介護の状況と負担感ですが、介護負担はあるのですが、お金優先で介護サービスの利用は考えなかったようです。虐待者の

希望は、医療にかかれば歩けるようになるので、リハビリをしてほしいということでした。近隣との交流は、近所との交流が無くて、民生委員も関わっていませんでした。高齢者世帯ですが、外部的には問題の無い世帯に見えたと思います。通報があるまでは、気にはしていたのですが、緊急性は低いと考え、介護サービスの利用で改善していこうと考えていました。虐待者の特記事項ですが、かっとなりやすく、自己中心的なところがあります。妻の要求は聞くが、適切な対応はしない。相談の経過ですが、平成 21 年 4 月に利用者からケアマネに「寂しい」との訴えが頻回にあり、ケアマネは毎日のように訪問していたそうです。ケアマネには相当負担になっていたお宅です。サービスを導入して、ケアマネが計画を立てるのですが、夫が自分で介護をするということで、計画をたびたび変更させられて、ケアマネは大変だったと思います。平成 24 年 4 月、デイケアの利用中に職員が脇腹にアザがあるのを発見、併設の医療機関の医師が「自宅へ帰すことは危険」と判断し、入院となりました。病院からケアマネへ通報があり、ケアマネから包括支援センターへ通報がありました。CTの結果、肋骨に数か所の骨折跡が見つかり、内股にも内出血が確認されました。夫は、医療機関には信頼があったので、検査入院という名目で入院を承諾させ、その間に高齢者福祉課を交えてアセスメントを行い、緊急性があると判断されたため、緊急ケース会議を実施して、分離の必要性があると判断しました。県外の長男に連絡を取るとともに、警察にも状況を報告し、夫が暴力に訴えたときは、緊急の支援が受けられるように手配しました。本人は介護の必要があるため、緊急ショートステイの利用ということで分離先を決めました。分離先も複数当たり、協力を得られた施設に状況を説明して、高齢者福祉課と依頼をしました。まずは、退院と同時にショートステイを利用し、夫との分離を図りました。夫には息子から話をするという了解をいただき、息子にも写真を見せて状況を理解していただき、今までは息子は父親に頭が上がらない状況でしたが、今回は事の重要性を理解していただいたために、強く言ってくれたということで、金銭管理も息子が行うこととなりました。虐待事例ということで、優先順位を上げ、そのまま入所ということになりました。現在は入所していますが、そちらにも夫は来て、かなり強い事を言って、施設職員が静止することもあり、分離はしていますが見守りは必要な状況です。

【会長】報告にもあったように、ケアマネの方が苦勞した事例ですが、意見はございますか。

【委員】先ほども話したように、警察では被害届が出るかということですので、説得はするのですが、自分の夫が前科者になってしまうということで、躊躇するのですね。逮捕して刑務所へ送るかというのと、高齢なのでそこまではしません。自分がやったことを認識させるためにも被害届を出してもらいたいのですが、被害届さえ出していただければ逮捕もできるし、支援も可能なので説得していただけますか。警察でも被害届を出すように説得しますが、最終的には帰るところを確保したいため、出さないのですが、入れていただける施設があれば安心なのでよろしくお願いします。

【会長】親族がどう思っているのか、どう対応しようとしているのかということもありますね。

【委員】警察で虐待者を近づけさせないようにすることはできな

いのですか。

【委員】保護命令を出すのは裁判所です。申立ても本人でないとできません。会長が親戚に関わってもらえればと言いましたが、親戚は相手にしません。そうなると被害者は帰るところが無いものですから、我慢しようということになってしまいます。高齢者福祉課の方が一生懸命施設を探してくれるものですから、磐田市の行政の対応は他の市と比べるとかなり良いと思います。

【会長】旦那さんの行為は性格的なものですか。

【委員】性格的なものが大きいと思います。

【会長】今はどうなっていますか。

【委員】入所できました。ただ、面会は禁止していないので、職員がいない時に大きな声を出したり、引きずり降ろそうとしたりがあります。

【委員】施設管理者の権限で禁止させることができるのではないのですか。

【委員】それは難しいと思います。家族の意向で長男からの申し出があれば考えられますが。

【委員】施設管理者が施設の継続を脅かすと判断すればできるとは思います。

【委員】脅かすということで、話し合いはできるとは思います。

【委員】面会時間を決めて、その時間帯だけ職員を同伴させることはできないのですか。

【委員】立ち会うとなると職員が他の部分で手薄になります。

【委員】特別養護老人ホームは面会時間が決まっています。

【委員】施設は、24時間面会できるのですか。

【委員】夜は警備員もいますし、玄関にも鍵を掛けます。昼間は、面会名簿はありますが自由に出入りできます。

【会長】旦那さんは土日に来るのですか。

【委員】はい。食べさせてはいけない物等を持ってきます。

【委員】例えば玄関に、「施設の運営に支障を及ぼす方については入場を禁止する」とか掲示して、面会を制限することはできないのですか。

【委員】そういう方が入所している事が、他の入所者には不安なのです。ですから虐待者の入所はどこでも引き受けてくれるわけではないのです。職員もそういう不安を持つと介護に影響が出ますので、職員には伝えていません。

【会長】行政ではどのようなサポートを行うのですか。

【委員】保健、福祉、医療職員は、患者さんや介護者に「よかれ」という発想をしてしまって、「ルール」と「情」の部分をごちゃ混ぜにしてしまって、ひとつの施設で外から来てトラブルを起こす人に対して、入所者が被虐待者に関わらず、施設の平穏を乱すということで、施設長が本人の意思に関係なく出入りを禁止することと、被虐待者との関係だけを見て、横から傍観しているような言い方になってしまっているのです。ルール等についてはもう一度整理して、比較的簡単な方法で対処して、例えば奥さんに対して大きな声を上げたら「周りの人が不安になります。迷惑なので、そういうことをすると一般の方でも面会ができなくなりますよ。1回目はイエローカードですよ。2回目でダメですよ。」というような簡単なルールをケースカンファレンスで生かしていただければと思います。

【委員】私は施設から言われたわけではなくて、そういう事態が



続いているということで報告したまでです。

【会長】やがてそういう具合になる可能性もありますから。施設長がその権限により、相手側に止めさせるということが管理者の責任でもあり、他の入所者の不安を解消するということになります。今回は、施設の対応というのではなく、虐待者のその後の状況ということで、報告をいただきました。それでは、議題1から3について、他に意見はありませんか。

【委員】解決方法で、施設入所によるものがあると思いますが、利用については親族に手続きをお願いしているのでしょうか。それとも本人でしょうか。

【事務局】施設利用には、本人と契約するにしても必ず保証人が必要です。虐待者に保証人になっていただくわけにはいきませんので、親族の方に事情を説明して保証人になっていただいています。

【委員】イメージとしてはかなり大変だと思いますが、苦労はありませんか。

【事務局】なかなか親族が非協力的な場合が多いのですが、包括支援センターやケアマネが状況を説明していただいて、その努力で協力者になってくれている状況です。

【会長】夫婦の方が共に認知症であることから、トラブルが起って虐待へ繋がるケースもあると思います。そういう家庭では、子供もあてにできず、親族も疎遠になっているケースがあります。そういうケースはどのように対応しますか。

【委員】そういう場合には、司法書士等をお願いして後見人になっていただくのですが、全く身寄りがいない方については、申立てを市にお願いするしかないですね。「市長申立て」という制度もありますが、費用もかかるので、予算との相談だと思います。今のところそこまで困ったケースはありません。

【委員】ケアマネさんの仕事の領域を超えてしまって、過分に負担が掛かっていると思われしますので、早めに救済が必要なのではないと思います。

【会長】このようなケースのような困難事例については、定期的に会議を行っているのではないですか。

【委員】社会福祉士会議を月1回定期的に行っています。

【事務局】6包括支援センターの社会福祉士が集まりまして、ケースに対するアドバイス等を行っています。

【会長】そういったことが行われて、先程報告された、最終的な結果になっているということですね。

【事務局】はい。そうです。

【会長】福祉の世界は入り込めばどこまでも入り込んでしまうので、関係者の話し合いで負担が掛からないように進めていただければと思います。

【委員】福祉関係者は、志を持って仕事をしている方が多いので、反面引き込まれてしまう場合があるのですが、落ち着いて考えていただく中で臨界点を押さえていただいて、現場にあたってほしいところです。

【会長】そういう議論がされた中で、先程の結果に結びついていると考えて良いのですね。こういった事例を皆で検討するのがこの会議の目的ですので、少し突っ込んだ話をさせていただきました。議事についてはこれで終了させていただきます。

#### 4 その他

##### (1) 磐田市高齢者虐待防止マニュアルについて

【事務局】本日配布した資料に、「磐田市高齢者虐待防止マニュアル」があります。こちらは、昨年の委員改選後、初めて配布させていただきましたので、少し中味を説明させていただきます。本市においては、高齢者福祉課、支所福祉保健グループと地域包括支援センターが中心となって、高齢者虐待に対応しています。養護者支援により高齢者虐待を防止するためには、できるだけ早い段階で把握し、対応することが必要です。この、「高齢者虐待防止・早期発見マニュアル」は、高齢者虐待のサインに気づき、適切な養護者支援につなぐことを目的としたものです。先ほどケース検討に出ました「レベル」についても、この冊子で説明されています。このマニュアルの利用につきましては、お持ち帰りいただき、中身を見ていただくとともに、地域の見守りの核である民生委員にも配布させていただく予定です。委員のみならず、このマニュアルにより、所属している団体が、虐待防止の一翼を担っていることを、会合等でお伝えいただきたいと思います。このマニュアルを活用していただいて、早めの気づきをお願いします。

##### (2) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について

【事務局】皆様のお手元に「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の資料を配付しましたので、ご参考にしてください。1頁を開くと、この計画は24年から26年の3ヶ年間の計画であることが記されております。内容的には6頁の一番下、「高齢者支援関連事業」の③のところに「高齢者虐待防止事業」に力を入れていくということで、策定をしましたので、ご承知ください。そして7頁ですが、今回の介護保険事業計画では、介護保険料を決定することになっていまして、今回は6年振りに値上げをさせていただきました。この表でいきますと、第5段階が基準となりますが、これまで毎月3,400円だったものが、4,200円ということで、800円のアップとなりました。磐田市では6年振りの値上げですが、この4,200円というのは、県内では下から5～6番目で、安いところに位置しております。また、今回はこの第3段階、いわゆる低所得者層のところに負担軽減を図るため、第3段階という階層を設けました。代わりに、第8段階において、所得の多い方についてはそれ相応の負担をお願いするという形で改定を図りましたので、ご承知願います。

##### (3) 水道検針員による振り込め詐欺防止について

【委員】市の水道料金徴収をしている会社があるのですが、市内では振り込め詐欺の事件が大変発生しておりますので、その防止対策のため、覚書を締結しました。内容ですが、水道が引かれているところは必ず人間が住んでいます。水道検針員は必ずそこへ行くものですから、世帯の状況をほぼ把握しています。独居高齢者宅等へも検針員は行くものですから、その時に一声掛けていただくことをお願いしています。

【事務局】市としても、地域での見守り、支え合いが重要であると考えておりますので、市民会議を立ち上げたりして、企業の方とも連携を図っておりますが、更に強化していきたいと考えていますので、ご協力願います。

#### 7 閉会

【課長】本日はご意見等ありがとうございました。以上を持ちまして閉会させていただきます。ご協力ありがとうございました。

	た。
備 考	<ul style="list-style-type: none"><li>・傍聴者の定員－会長が会議ごとに決定する。</li><li>・傍聴手続き－傍聴者申込書に住所、氏名を記入する。</li><li>・その他、磐田市高齢者虐待防止ネットワーク会議傍聴要領に基づく。</li></ul>